

入退会審査規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款 6 条第 1 項・第 8 条各項及び会務執行規則（以下「規則」という。）第 6 条各項・第 7 条第 1 項・第 8 条第 1 項・第 9 条各項の規程に基づき入退会審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第 2 条 審査の基準は、規則第 5 条各項に定めるところによる。

- 2 前項に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者が正会員として在籍する場合は、入会させてはならない。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人・補助又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終え、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しないもの
 - (3) 過去 5 年間に調査に関連した諸法令に違反し、調査業者として不適當であると認められるもの
 - (4) 集団的、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められるもの
 - (5) 精神的、またはアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められるもの
 - (6) 支部地域内において事務所の設置及び責任者等が明確でないもの
 - (7) 定款第 8 条第 1 項の処分を受けて 3 年を経過しないもの
 - (8) 暴力団構成員を有したり、使ったりまた自らも不当行為を行う恐れのあるもの
 - (9) 本協会への入会時に偽りの申告をしたもの
- 3 賛助会員に関しても前項規定を準用する。

(正会員の予備審査)

第 3 条 本協会は、正会員より入会申請書を受理した場合、入退会審査委員会において、入会申請書に不備があるか虚偽の報告がないか精査すると共に、該当する支部に対して予審させ、疑義がある場合は直接本人に確認をし、審査結果を理事会に報告し承認後入会許可とする。

ただし、理事会開催まで時間がかかる場合は、速やかな対応を行うため、三役の承認後入会許可とし、次回の理事会で報告することとする。

(審査の適否)

第 4 条 入退会審査委員会は、送達された入会申込書についてその適否を審査の上、理事会または三役の承認を得るものとする。

(承認等の通知)

第 5 条 会長は、前条の規定に基づき入会を承認されたものについては、速やかにその旨を通知しなければならない。

なお、入会が適当でないと言われたものについては、その旨を通知するとともに併せて関係書類を返還するものとする。

(再審査の請求)

第 6 条 入会を認められなかったもので、その措置に不服がある場合は、入退会審査委員会又は理事会に文書で再審査請求の申し立てを行う事ができる。

(審査の厳正と秘密の保持)

第 7 条 入会審査及び予備審査に当たっては、厳正かつ公正に処置し、その内容については関係者以外に公表してはならない。

(入会申込書添付書類)

第 8 条 規則第 7 条第 1 項に規定する入会に必要な書類は、同条各項に定めるもののほか、次の通りとする。

- (1) 入会申込書
- (2) 自認書及び誓約書
- (3) 法人（個人）概要書
- (4) 履歴書
- (5) 入会申し込み者の住民票

- (6) 探偵業届出証明書
- (7) 債務承諾書
- (8) 入会者審査書
- (9) 正会員証貸与申請書
- (10) HP 掲載用（新規）申請書
- (11) 事務所の写真（建物正面・事務所内）

（入会金・会費・運営費等）

第 9 条 入会金・会費・運営費等は、会費納入規程に定める。

（退会手続き）

第 10 条 定款第 8 条各項及び規則第 9 条各項に規定するもののほか、次の退会手続きを要する。

- (1) 退会審査の適否については、第 4 条第 1 項を準用する
- (2) 退会の承認については、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項を準用する

（返還物品）

第 11 条 正会員は、退会届と同時に次のものを返還及び添付並びに納入する。

- (1) 退会届
- (2) 正会員証
- (3) 未納金全額
- (4) 本協会発行の証明書類及び貸与物品

（名称使用）

第 12 条 退会した正会員は、その名称及び類似名称の使用を禁止する。

（正会員の異動）

第 13 条 正会員において異動が生じたときは、7 日以内に事由を本協会へ報告し提出書類に付いては、第 8 条第 1 項の規定を準用する。

（公示）

第 14 条 正会員の入退会及び諸事由により異動が生じたときは、その正会員の住所・氏名・名称を本協会ホームページその他で公示するものとする。

(準用規定)

第 15 条 会員においての入退会に関し、本規程全般を準用する。

(細 則)

第 16 条 この規定に定めるもののほか、入退会に関して必要な事項は、当該入退会
審査委員会に意見を求め、会長が定める。

附 則

1	平成 26 年 04 月 01 日 施行	H26 年 03 月 06 日 (一社) 設立総会承諾
2	平成 27 年 06 月 19 日 改正	第 1 回定例理事会承認
3	平成 29 年 03 月 23 日 改定	平成 29 年 03 月 23 日 第 4 回理事会承認 平成 29 年 04 月 01 日施行
4	平成 29 年 05 月 19 日 改定	平成 29 年 05 月 19 日 第 1 回理事会承認
5	平成 29 年 12 月 08 日 改定	平成 29 年 12 月 08 日 第 3 回理事会承認